

鳥取県訓令第8号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
<p>(返戻)</p> <p>第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当することとなった日から7日以内に、所属の長へ被服を返戻しなければならない。</p> <p>(1) 被服のき損等により新たな被服の交付が必要となったとき。</p> <p>(2) 使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられる等により被服の交付を必要としない事由が生じたとき。</p>					<p>(返戻)</p> <p>第7条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当することとなった日から7日以内に、所属の長へ被服を返戻しなければならない。</p> <p>(1) 被服のき損等により新たな被服の交付が必要となった場合</p> <p>(2) 使用者が退職し、休職し、専従休暇の承認を受け、又は出向、配置換若しくは転職を命ぜられた場合</p>				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考
1 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課に勤務する職員	運動服(上衣)	1	36		1 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課に勤務する職員	運動服(上衣)	1	36	
	運動服(ズボン)	2	48			運動服(ズボン)	2	48	
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48	
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48	
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60	
	布製軟底靴	1	36			布製軟底靴	1	36	
ゴム製半長靴	1	24		ゴム製半長靴	1	24			
2 車庫長、副車庫長	作業服(上衣)	2	36						

及び現業技術員の職務に従事する職員のうち総合事務所に勤務する職員	作業服（ズボン）	3	24				
	作業服（夏ズボン）	2	24				
	盛夏シャツ	2	24				
	エンカ服	1	36				
	防寒服	1	36				
	防寒ズボン	1	36				
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36				
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	12				
	ゴム製半長靴	2	24				
	安全靴	1	24				
	防寒靴	1	36				
	ヘルメット	1	24				
	布製短靴	1	24				
3 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	略						
4 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち集中業務課及び総合事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの以外のもの	作業服（上衣）	2	36				
	作業服（ズボン）	2	36				
	盛夏シャツ	2	48				
	盛夏ズボン	2	48				
	ヤッケ	1	60				
	防寒服	1	60				
	防寒ズボン	1	60				
	雨合羽	1	60				
	布製短靴	1	24				
	ゴム製半長靴	1	24				
2 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	略						
3 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車を運転するもの以外のもの	作業服（上衣）	2	36				
	作業服（ズボン）	2	36				
	盛夏シャツ	2	48				
	盛夏ズボン	2	48				
	ヤッケ	1	60				
	防寒服	1	60				道路技術の業務に従事する職員に限る。
	防寒ズボン	1	60				道路技術の業務に従事する職員に限る。
	雨合羽	1	60				道路技術の業務に従事する職員に限る。
	布製短靴	1	24				
	ゴム製半長靴	1	24				
	給食用白衣（上衣及び夏上衣）	2	72				皆成学園に勤務する職員に限る。
	ゴム製半長靴（白）	1	36				皆成学園に勤務

	防寒靴	1	60	
<u>5</u> 略				
<u>6</u> 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技術者の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあっては、員数を2とする。
	作業服（ズボン）	3	24	
	盛夏シャツ	2	48	
	白衣	1	36	
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36	
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24	
	ゴム製半長靴	2	12	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員に限る。
	安全靴	1	36	
<u>7</u> 機械技術者の職務に	作業服（上衣）	2	48	

	防寒靴	1	60	する職員に限る。 道路技術の業務に従事する職員に限る。
<u>4</u> 略				
<u>5</u> 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技術者の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあっては、員数を2とする。
	作業服（ズボン）	3	24	
	盛夏シャツ	2	48	
	白衣	1	36	
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36	
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24	
	ゴム製半長靴	2	12	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員に限る。
	安全靴	1	36	
<u>6</u> 現業職長（道路技術に関する業務に係るものに限る。）及び現業技術員（道路技術に関する業務に係るものに限る。）の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	36	
	作業服（ズボン）	3	24	
	作業服（夏ズボン）	2	24	
	盛夏シャツ	2	24	
	エンカ服	1	36	
	防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36	
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36	
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	12	
	ゴム製半長靴	2	24	
安全靴	1	24		
	防寒靴	1	36	
	ヘルメット	1	24	
<u>7</u> ボイラ技師の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	
	作業服（ズボン）	2	36	
	盛夏シャツ	2	48	
	盛夏ズボン	2	48	
	布製草鞋	1	24	
	ゴム製半長靴	1	36	
<u>8</u> 機械技術者の職務に	作業服（上衣）	2	48	

従事する職員	作業服（ズボン）	2	36
	盛夏シャツ	2	48
	盛夏ズボン	2	48
	布製短靴	1	24
	ゴム製半長靴	1	36
<u>8</u> 略			
<u>9</u> 略			
<u>10</u> 略			
<u>11</u> 略			
図 略			

従事する職員	作業服（ズボン）	2	36
	盛夏シャツ	2	48
	盛夏ズボン	2	48
	布製短靴	1	24
	ゴム製半長靴	1	36
9 現業職長（調理に 関する業務に係るも のに限る。）、調理 師及び調理員の職務 に従事する職員（男 子）	白衣（上衣及び夏上 衣） 作業服（ズボン） 盛夏ズボン ゴム製半長靴	2 2 2 1	24 24 48 12
10 現業職長（調理に 関する業務に係るも のに限る。）、調理 師及び調理員の職務 に従事する職員（女 子）	白衣（上衣及び夏上 衣） 作業服（ズボン） 盛夏ズボン ゴム製半長靴	2 2 2 1	24 24 48 12
<u>11</u> 略			
<u>12</u> 略			
<u>13</u> 略			
<u>14</u> 略			
図 略			

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。